地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成22年度及び平成24年度財政援助団体等監査並びに平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長等関係機関から通知があったので公表する。

平成25年5月29日

富津市監査委員 髙 橋 聖 富津市監査委員 福 原 敏 夫

【措置事項】

○ 平成22年度(24年度)財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
	社会福祉協議会補助金等について	
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉協議会補助金として、人件費に 係る経費を補助しているが、補助対象者及 び補助対象経費を明確にした補助金交付要 綱の制定を図られたい。	補助対象を定めた富津市社会福祉協議会補助 金交付要綱を平成25年4月1日から施行いた しました。

○ 平成24年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
	補助金事務について	
企画財政部 企画政策課	市補助金の支出先団体において、積立金 を保有するものがあるが、この積立金には 補助対象事業費の精算を行わず、市に返還 すべき補助金額が含まれていると考える。 よって、このような補助金については、補 助対象事業費に対応した補助金の精算を検 討されたい。 なお、団体が保有する積立金の執行に は、適切な会計事務の指導に配意された い。	市国際交流協会補助金については、事業費から会費、繰越金を差し引いた不足額を交付することとし、平成25年度予算においては、同協会補助金は計上しておりません。また、市東京湾口道路等建設促進協議会交付金については、平成24年度において概算払いを受けた交付金を清算し、剰余額を返還しました。平成25年度以降も同様とします。 積立金の執行については、計画的に処理します。
	特殊勤務手当の支払事務について	
健康福祉部 社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員に 係る特殊勤務手当の支払事務の遅延が認め られたので是正されたい。	平成24年8月取扱分につきましては、平成25年1月に支払を行い、平成25年2月取扱分につきましては、業務終了後、支払を行いました。今後も職員への特殊勤務手当の支払事務につきましては、遅延の無いよう行います。